

2 1 監 第 3 5 号
平成21年8月21日

東かがわ市長 藤 井 秀 城 殿

東かがわ市監査委員 赤 坂 末 夫

同 池 本 信 秀

同 楠 田 敬

平成20年度決算に基づく経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。

平成20年度決算に基づく経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

会計名	資金不足比率	経営健全化基準	備考
下水道事業特別会計	—%	20%	
農業集落排水施設 事業特別会計	—%	20%	
水道事業会計	—%	20%	

(2) 個別意見

①下水道事業特別会計資金不足比率について

下水道事業特別会計の資金不足比率はなしであり、良好な状態であると認められる。

②農業集落排水施設事業特別会計資金不足比率について

農業集落排水施設事業特別会計の資金不足比率はなしであり、良好な状態であると認められる。

③水道事業会計資金不足比率について

水道事業資金不足率はなしであり、良好な状態であると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。